

別表第五
電気用品の表示の方法(第17条関係)

パブコメ案から修正なし

電気用品	表示の方法
電線	(略)
電気温床線	(略)
電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックス	(略)
ヒューズ	(略)
配線器具	(略)
電流制限器	(略)
小形单相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器	(略)
小型交流電動機	(略)
電熱器具	(略)
電動力応用機械器具	(略)
光源及び光源応用機械器具	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、白熱電球、蛍光灯及びエル・イー・ディー・ランプにあつては、1個ごとに包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、装飾用電灯器具にあつては、1品ごとに容易に離れず、かつ、消えない方法でラベルにより表示する場合は、これを省略することができる。
電子応用機械器具(令別表第一第8号に掲げるものを含む。)	(略)
交流用電気機械器具(令別表第一第9号及び令別表第二第11号に掲げるもの)	(略)
携帯発電機	(略)
リチウムイオン蓄電池(令別表第二第12号に掲げるもの)	(略)

(備考) 表示すべき事項は原則近接して表示すること。

電気用品	表示の方法
電線	(略)
電気温床線	(略)
電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックス	(略)
ヒューズ	(略)
配線器具	(略)
電流制限器	(略)
小形单相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器	(略)
小型交流電動機	(略)
電熱器具	(略)
電動力応用機械器具	(略)
光源及び光源応用機械器具	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、白熱電球及び蛍光灯にあつては、1個ごとに包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、装飾用電灯器具にあつては、1品ごとに容易に離れず、かつ、消えない方法でラベルにより表示する場合は、これを省略することができる。
電子応用機械器具(令別表第一第8号に掲げるものを含む。)	(略)
交流用電気機械器具(令別表第一第9号及び令別表第二第11号に掲げるもの)	(略)
携帯発電機	(略)
リチウムイオン蓄電池(令別表第二第12号に掲げるもの)	(略)

(備考) 表示すべき事項は原則近接して表示すること。